

松山市救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 救護施設（第10条－第19条）
- 第3章 更生施設（第20条－第25条）
- 第4章 授産施設（第26条－第31条）
- 第5章 宿所提供施設（第32条－第37条）
- 第6章 雑則（第38条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は，生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項の規定に基づき，救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は，生活保護法で使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 救護施設等は，社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により，健全な環境の下で，入所者又は利用者に対し適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第4条 救護施設等の配置，構造及び設備は，日照，採光，換気その他の入所者又は利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第5条 救護施設等の設備は，専ら当該救護施設等の用に供するものでなければならない。ただし，入所者又は利用者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。

（職員の資格要件）

第6条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 救護施設等の職員は、専ら当該救護施設等の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者又は利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(苦情への対応)

第8条 救護施設等は、処遇に関する入所者又は利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、入所者又は利用者の処遇に関し、保護の実施機関から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第9条 救護施設等は、設備、職員、会計及び入所者又は利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

第2章 救護施設

(規模)

第10条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、サテライト型施設（当該救護施設と一体的に管理運営を行う施設であって、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする入所者が20人以下のものをいう。以下同じ。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、当該救護施設における入所者の総数のうちに被保護者の数の占める割合を、おおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第11条 救護施設の建物（入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建

建築物をいう。以下同じ。) でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物について、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該救護施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該救護施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 事務室

(11) 宿直室

(12) 介護職員室

(13) 面接室

(14) 洗濯室又は洗濯場

(15) 汚物処理室

(16) 霊安室

4 前項第1号の居室については、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等の面積を除き、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者ごとに寝具及び身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診察するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に定めるもののほか、救護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

7 サテライト型施設の設備に関する基準は、規則で定める。

（職員の配置の基準）

第12条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する場合は、第7号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 医師

(3) 生活指導員

(4) 介護職員

(5) 看護師又は准看護師

(6) 栄養士

(7) 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、おおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第13条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(給食)

第14条 救護施設は、栄養並びに入所者の身体^しの状況及び嗜好を考慮してあらかじめ作成した献立に従って、給食を提供しなければならない。

(健康管理)

第15条 救護施設は、入所者に対し、入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第16条 救護施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(生活指導等)

第17条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的な条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 救護施設は、入所者の日常生活に充てる場所について、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭^ししなければならない。

5 救護施設は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜入所者のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

(非常災害対策)

第18条 救護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該救護施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体

制，避難の方法等を定めた計画（以下この条において「施設防災計画」という。）を策定し，当該救護施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 救護施設は，施設防災計画に基づき，非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し，定期的に，これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに，避難，救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 救護施設は，前項の訓練の結果に基づき，施設防災計画の検証を行うとともに，必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 救護施設は，非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該救護施設において当面の避難生活をするように，必要な食糧，飲料水，医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第19条 救護施設は，当該救護施設の設置者が，入所に係る救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは，給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

第3章 更生施設

（規模）

第20条 更生施設は，30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は，当該更生施設における入所者の総数のうちに被保護者の数の占める割合を，おおむね80パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第21条 更生施設には，次に掲げる設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において，当該更生施設の効果的な運営を期待することができ，かつ，入所者の処遇に支障がないときは，次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

- (3) 集会室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、更生施設の設備の基準については、第11条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する場合は、第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の更生施設にあっては6以上、入所人員が150人を超える更生施設にあっては6に、入所人員が150人を超える40人又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とする。

(生活指導等)

第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第17条(第2項を除く。)の規定を準用する。

(作業指導)

第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第25条 第13条から第16条まで、第18条及び第19条の規定は、更生施設について準用する。

第4章 授産施設

(規模)

第26条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、当該授産施設における利用者の総数のうちに占める被保護者の数の割合を、おおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第27条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該授産施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所

(6) 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 作業室

ア 必要に応じて危害防止のための設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 便所 男子用と女子用とを別に設けること。

(職員の配置の基準)

第28条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 施設長

(2) 作業指導員

(工賃の支払)

第29条 授産施設は、利用者に対し、事業収入の額から、当該事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第30条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第31条 第16条（医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。）及び第18条の規定は、授産施設について準用する。

第5章 宿所提供施設

(規模)

第32条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、当該宿所提供施設における利用者の総数のうちに占める被保護者の数の割合を、おおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第33条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該宿所提供施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

2 前項第2号の炊事設備の火気を使用する部分には、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第11条第5項第1号（オを除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第34条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

（居室の利用世帯）

第35条 宿所提供施設は、やむを得ない理由がある場合を除き、1の居室を2以上の世帯に利用させてはならない。

（生活相談）

第36条 宿所提供施設は、生活の相談に応じるほか、利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

（準用）

第37条 第16条（医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。）及び第18条の規定は、宿所提供施設について準用する。

第6章 雑則

（規則への委任）

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。